消費税率引上げ時期変更に伴うお知らせ

「平成28年度版　府税のしおり」では、府税を中心に平成28年度税制改正の主な内容について紹介しています。
平成 28 年 11 月 28 日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 86 号）が公布・施行されたことにより、掲載内容に変更が生じましたので、お知らせいたします。
（変更箇所については下線を引いております。）

■　法人事業税

資本金１億円超の普通法人について、所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を、平成 27 年度の８分の３から８分の５に拡大します。

	H27 年度	H28 年度以降
所得割	3.4%（6.3%）	0.88%（3.78%）
付加価値割	0.756%	1.26%
資本割	0.315%	0.525%

※（　）は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率です。

■　法人府民税

平成 31 年 10 月 1 日（変更前：平成 29 年４月１日）以後に開始する事業年度より、地方法人税の拡充に伴い、法人府民税法人税割の税率を引き下げます。

現行：　4.2%（3.2%）　→　平成 31 年 10 月以降（変更前：平成 29 年度以降）　２%（１%）

※（　）は標準税率です。

■　地方法人特別税の廃止

平成 31 年 10 月 1 日（変更前：平成 29 年４月１日）以後に開始する事業年度より、地方法人特別税を廃止し法人事業税に復元することに伴い法人事業税の税率を引き上げます。

■　自動車税

（１）　燃費性能等が優れた自動車の税率を軽減し、また一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置、いわゆる「グリーン化特例」を、軽減基準の切り替え等を行ったうえで、適用期限を１年間延長します。

（２）　平成 31 年 10 月 1 日（変更前：平成 29 年４月１日）より自動車税・軽自動車税に環境性能割を導入します。

■　自動車取得税

平成 31 年９月 30 日（変更前：平成 29 年３月 31 日）をもって自動車取得税を廃止します。